

箕 面 市 立 西 南 図 書 館

緑 化 管 理 業 務 委 託 仕 様 書

緑化管理業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立西南図書館（以下「図書館」という。）及び、当該敷地内の緑化管理業務の概要を示すもので、その他軽微なものについては、本書に記載なき事項であっても、委託者（以下「甲」という。）が美観上または、建物管理上必要と認めた作業は、受託者（以下「乙」という。）は実施しなければならない。

1 業務期間

契約期間と同じ

2 履行場所

箕面市立西南図書館 箕面市半町四丁目 6 番 3 9 号及び当該敷地内

3 業務内容

- (1) 樹木管理業務の実施場所は、別紙区域のとおりとし、受託後直ちに管理計画書を提出し、甲の承認を受けること。
- (2) 樹木の剪定は、低木については春、高木については秋に行うものとし、年 1 回実施する。刈り取った枝葉については、乙が責任をもって適切に運搬処理するものとする。
- (3) 薬剤散布は、上半期 3 回実施するものとし、薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）等の農薬関連法規及び使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び対象樹木の薬害に十分に注意し、散布方法は、それぞれの病害虫の特性に応じて、もっとも効果的な方法で行い、散布薬剤の濃度は正確に希釈混合したものを病害虫部分を中心にむらなく散布すること。
また、人体への影響を十二分に考配慮し、作業員にはゴム手袋等をさせ、作業中には「殺虫剤散布中」の看板を立てる等万全の安全対策をとること。また、周囲の人とのトラブルを起こさないようにすること。
- (4) 施肥は芝生を含み、年 1 回実施するものとし、樹木の特性に応じて、最も効果が期待できる時期に所定の施肥量をもって実施すること。なお、降雨直後等には、施肥を実施してはならない。土砂の補充をその都度必要に応じて実施すること。
- (5) 芝生の刈り込みは、春季 1 回及び夏季 2 回の年 3 回実施、12 月及び 1 月と 3 月は、刈り込みを実施しないこと。予め作業開始前に、石、ごみ

等障害物を除去し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。
刈り込みの高さは、その都度甲と協議すること。また、刈り込み終了後は、芝面を丁寧に清掃し、刈り取った芝は、速やかに運搬処理すること。
除草は、年3回実施すること。

4 その他

- (1) 緑化管理業務従事者の作業服は、乙の負担とする。
- (2) 緑化管理業務に発生した事故は、一切乙の負担とする。
- (3) 作業中は、図書館利用者等の妨げにならないよう注意すること。
- (4) この仕様書に記載のないものについては、甲・乙協議のうえ、別に定めるものとする。
- (5) 業務終了後の報告書を20日以内に提出すること。

(別紙)

年間工程表

No.	業務名	月												備考	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1	除草		○		○		○								3回/年
2	剪定		○					○							5月低木・10月高木
3	消毒		○		○		○								3回/年
4	施肥												○		1回/年

対象面積
樹木本数

1,396.24㎡
約150本